

# 歳末たすけあい事業の申請について

12月から始まる「歳末たすけあい共同募金」の配分金事業として、下記の事業を行います。  
申告制となりますので、希望される世帯は申請をして下さい。

◎申請書は社会福祉協議会窓口・嵐山町役場で配付または社協ホームページよりダウンロードできます。

## 低所得世帯に対する支援事業

※生活保護世帯は対象となりません

**内容** 1人につき3,000円分の地域商品券を、民生委員を通じてお渡しします。

**基準** ①世帯全員の月収（税込）が下記の“基準額の算出方法”で算出された基準額に満たない世帯。  
②嵐山町に住所を有し、町内に3ヵ月以上（11/1現在）居住している世帯。

**必要書類** 申請書、収入状況が明らかになる書類（直近の給与明細書等）

**提出期限** 必要書類を11月27日（金）（必着）までに社会福祉協議会窓口へ提出（郵送可）

## ひとり親家庭紙おむつ費用助成事業

※「低所得世帯に対する支援事業」と重複して申請はできません

**内容** 紙おむつ購入費用（上限5,000円）を振込にて助成。

**基準** 2017年11月1日以降に生まれた子のいる世帯。

### 必要書類

申請書、ひとり親家庭等の医療費受給者証の写し、紙おむつ購入時のレシート  
（12月4日までに購入のもの）

### 提出期限

必要書類を12月4日（金）（必着）までに社会福祉協議会窓口へ提出（郵送可）



## 基準額の算出方法

◆世帯の各人を年齢別に下記の表にあてはめて世帯全体の合計金額を計算します。

| 年齢区分   | 基準単価     | 人数 | 金額 | 年齢区分   | 基準単価     | 人数 | 金額  |
|--------|----------|----|----|--------|----------|----|-----|
| 0～2歳   | 26,835円× | 人＝ | 円  | 20～40歳 | 51,690円× | 人＝ | 円   |
| 3～5歳   | 33,840円× | 人＝ | 円  | 41～59歳 | 49,020円× | 人＝ | 円   |
| 6～11歳  | 43,740円× | 人＝ | 円  | 60～69歳 | 46,335円× | 人＝ | 円   |
| 12～19歳 | 54,015円× | 人＝ | 円  | 70歳以上  | 41,520円× | 人＝ | 円   |
| 合 計    |          |    |    |        |          |    | 円…① |

◆世帯の人数により、下記の表から金額をあてはめます。

| 人数   | 基準単価    | 人数   | 基準単価          |
|------|---------|------|---------------|
| 1人   | 55,740円 | 4人   | 70,800円       |
| 2人   | 61,695円 | 5人   | 71,355円       |
| 3人   | 68,400円 | 6人以上 | 1人増すごとに450円加算 |
| 世帯人数 | 人       | 基準単価 | 円…②           |

◆①と②を合計します。

（この金額があなたの世帯基準額…③です。）

① + ② =

円 …③

問合せ 嵐山町社会福祉協議会 Tel 0493-62-0722 〒355-0221 嵐山町菅谷 487-1

## 〈総合支援資金〉

|       |                                      |
|-------|--------------------------------------|
| 貸付上限額 | 月20万円以内<br>（単身世帯は月15万円以内）<br>原則3か月以内 |
| 据置期間  | 1年以内                                 |
| 償還期間  | 10年以内                                |
| 貸付利子  | 無利子                                  |
| 保証人   | 不要                                   |

## 〈緊急小口資金〉

|       |        |
|-------|--------|
| 貸付上限額 | 20万円以内 |
| 据置期間  | 1年以内   |
| 償還期間  | 2年以内   |
| 貸付利子  | 無利子    |
| 保証人   | 不要     |

**緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付**  
新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金にお困りの方々に向けた特例貸付を実施しています。具体的な内容の問合せや貸付の相談・受付は嵐山町社協まで。  
なお、貸付に当たっては、埼玉県社会福祉協議会による審査があります。